瀬戸町広報

発行所　愛媛県西宇和郡瀬戸町役場
編集　総務課
TEL　瀬戸局(代表)　111番
(市外局番08945)2)
四ツ浜支所　TEL　大久局　1番
(市外局番08945)3)

火災とまぎらわしい煙り
または火災を発するおそれ
のある行為は消防長(町長)
に届け出ましょう

始めてのこころみとしての 一日町政懇談会 開催

全町民を対象として懇談会を開催するべきでありましたが、今回始めてのこころみでもあり、設備も予想されましたので取扱えず旧三机地区の各種団体代表を対象として、七月二十日午後一時から五十六名が参加して開催しました。

一、農業用水が生ずる飲料水について
一、社会教育行政について
一、公害行政について
一、福祉行政について
一、道路整備事業について
一、町内交通機関の問題点について
一、産業開発事業について
一、観光地整備事業について

等広い討論が三時間に渉って展開されました。

これを機会に町行政に一層の努力を傾注しますとともに次月は四ツ浜地区を対象に町政懇談会を開催の予定におりますので皆さんのご意見を聞かせて頂きたいと思います。

交通事故をみんなの努力で防ぎましょう

夏期に入って特にお盆の帰省およびレジャー等に来る外来車が激増していますが、道路ではなるべく遊ばない様心掛け、車が来たら必ず、右側に待避しましょう。

"飛出しは危険です"

道路の飛出しは危険です。特に子供には道路に出る時は常に一旦止まって左右を見て車が通っていないかを見きわめる習慣を保護者は愛の一声運動の中で注意して下さい。

"我が家の交通安全運動を展開しましょう"

一、車に乗る前は絶対にお酒類は飲まない、飲んでいる時は車を運転させません。

二、自動車に乗るときは左側を自動車が来たときは一旦降りて待避しましょう。

三、右側通行を励行し、幼児は必ず右側に手首をしっかり握って歩きます。

四、毎月の交通事故「0」の日を一日だけの交通安全日とせず、毎日が「0」の日として家族そろって交通事故ぜん滅に心掛けます。

五、交通安全については意見等はどしどし役場や交通安全協会に通報し、通ありますが、そのあらましを見ますと――。

一、相続税＝個人が死亡後その人の財産を相続する相続人が納める税金で相続財産の価格「町の固定資産評価額に一定割合をかけた価格の五分及び売買に要した費用又は特別控除百万円を除いた残額に一〇%の税金がかかります。

"上等兵旭八　小西久男　養女の父　松下勝太郎　三机"
"陸軍伍長　木林　木村　福重　妻　木村テルエ　三机"
"兵長　〃　加藤　繁利　妻　加藤ハル子　川之浜"

夏の防犯運動について

▽子供を水の事故から守りましょう。

子供の海水浴を楽しくするためにも、保護者は充分気を配って第一に事故を起さないよう心掛けましょう。

▽子供を交通事故から守りましょう。

夏期に入って外来者の出入りが激しく、又水難等の恐れもありますから、家を渡価格から取得価格等を除げて出る機会に注意し、夜間の外出には充分照らを配りましょう。

▽青少年の非行防止に努めましょう。

▽戸締りを厳重にし、盗犯等に注意しましょう。

暑くるしい季節ですが、みだらな服装や、戸締りを怠って就寝しないようつとめましょう。

知っておきたい 税の知識

近頃農業後継者問題、農業後継者の結婚問題、農業年金問題等のため農地等の贈与登記を行なう件数が多く、税金面から見るとかなりの不利で多額な税金を納めている事例が多い様です。今一度贈与登記等をする前に、贈与税、譲渡所得税と相続税の相違点等を検討して見ては如何でしょう。

通常土地とか家屋等を子供とか配偶者に登記するとき。

二、贈与税＝相続税のように本人が死亡後名儀を変えるのでなく生前中に贈与する場合に贈与を受けた者が納めねばならない税金です。今一度贈与登記等を贈与を受けた価格から一人当り年間四十万円「但し三年以内に続いて贈与を受けると通算されます」を除いた額に最低一〇%、最高七〇%の税金が課税されます。

三、譲渡所得税＝財産を他人に売った場合に売主が納めねばならない税金で長期譲渡所得と上った通りにわけて計算されます。

長期譲渡所得とは取得してから譲渡するまでに五年以上経過している場合で売買「譲渡」価格から取得価格相続人が納める税金で相続財産の価格の五分及び売買に要した費用又は特別控除百万円を除いた残額に一〇%の税金がかかります。

短期譲渡所得とは取得して五年以内に譲渡した場合に譲渡価格から取得価格等で財産が移動すると固定資産税及び譲渡費用等を除いた金額の四〇%の税金を納めねばならない分離課税も多少の増減がありますが、これとは別に譲渡所得税にについては譲渡価格から取得価格及び譲渡費用を除いたものと他の給与所得、農業所得等と合算して課税される総合課税の方法がある「特別控除の内の所得割りますが、どちらにしても長期譲渡所得よりも、かなり多額の保険税が課税されます。

尚、譲渡所得には自分が住んで居る財産を売った場合には一千万円の特別控除等かなり多くの特別控除があります。

四、県町民税＝譲渡所得から特別控除を除いて尚残額があり、譲渡所得税を納めねばならない場合は他の等に関する税金のあらましを書いて見ましたが、くわしい事は役場税務課に御相談下さい。

五、保険税＝相続、贈与

六、不動産取得税＝相続により取得した場合とはいえ国民年金証書と印鑑をもって市町村役場へ届出しますと、年金がうけられます。

所得状況届は、福祉年金をうけている本人、その配偶者および扶養義務者の昭和四十五年中の所得の状況を届けるものです。

これによって、今年の五月から来年四月までの一年間、福祉年金をうけることができるかどうかが決められる非常に大切な届です。

また、去年まで年金を止められていた人でも、今年はうけられるかもしれませんので、役場の年金係にどしどし相談ください。

福祉年金の所得状況届の提出もれはありません

福祉年金

おそくなると、九月の支払いに間にあいません。

福祉年金をうけている心障害者、母子世帯の皆さん

年金額がアップ

老令福祉年金が、月額二三〇〇円に、障害福祉年金が月額三、四〇〇円に、母子、準母子福祉年金は月額十一月から三〇〇円引き上げられます。

また、寝たきり老人などの身体の不自由な人には満六十五才から老令福祉年金が支給（十一月から）になる予定です。

英霊12柱に叙勲 本町で伝達式を挙行

去る大東亜戦争に、御国にされることと思われますが、これに深く哀悼の意を表する次第であります。

本町では八月九日関係者の列席の上、伝達式を挙行しました。

今回の叙勲者は次のとおりである。

戦没者　遺族　住所

陸軍一等兵旭八　山下多四郎　母　山下ツル　三机
〃　軍属　塙八　大谷　年光　母　大谷　スキ　〃
〃　〃　是沢　公一　郎　是沢イチノ　志津
〃　〃　酒井　八郎　弟　高野　金吾　大江
兵長　旭八　佐々木常義　長男　佐々木和夫　小島
〃　軍属　旭八　藤川　武貞　兄　藤川　松蔵　川之浜
〃　軍属　旭七　中山弥三雄　兄　中山　徳雄　大久
上等兵旭八　小西久男　養女の父　松下勝太郎　三机
海軍二等兵曹旭八　植貿美行　妻　植貿チエ子　三机
上等兵曹旭七　森　国法　兄　森　重郎　田部

人命救助により 八幡浜署長から感謝状授与

去る七月二十日午後一時頃、川之浜小学校六年生川之浜保育園児阿部芳幸君が足を滑らせて海中へ転落溺死寸前を発見し、着衣のまま海中に入り、これを救助した。

記

一、川之浜小学校六年生
是沢　慎二　君
右は昭和四十六年五月十一日午後三時十五分頃、川之浜波止場附近の磯で遊んでいた、川之浜保育園児阿部芳幸君が足を滑らせて海中へ転落、これを発見した川之浜、阿部貴智君さんが大声で助けを求めたところ五十m程離れた広場で遊んでいた阿部政広君が着衣のまま海中に飛び込み救助した。

二、四ツ浜小学校一年生
阿部政広君

右は昭和四十六年七月十八日午後三時頃川之浜波止場附近の磯で遊んでいた、川之浜保育園児是沢和繁君が足を滑らせて海中へ転落、これを発見した川之浜、阿部貴智君さんが大声で助けを求めたところ五十m程離れた広場で遊んでいた阿部政広君が着衣のまま海中に飛び込み救助した。

前記の通り表彰されました。

今度左記に依る見届生徒が人命救助により八幡浜警察署長より感謝状が授与されました。

記

一、川之浜小学校六年生
是沢　慎二　君

右は昭和四十六年五月十一日午後三時十五分頃、川之浜波止場附近の磯で遊んでいた、川之浜保育園児阿部芳幸君が足を滑らせて海中へ転落溺死寸前を発見し、着衣のまま海中に入り、これを救助した。

二、四ツ浜小学校一年生
阿部政広君

今度左記に依る見届生徒が人命救助により八幡浜警察署長より感謝状が授与されました。

記

一、川之浜小学校六年生
是沢　慎二　君

右は昭和四十六年五月十一日午後三時十五分頃、川之浜波止場附近の磯で遊んでいた、川之浜保育園児阿部芳幸君が足を滑らせて海中へ転落溺死寸前を発見し、着衣のまま海中に入り、これを救助した。

二、四ツ浜小学校一年生
阿部政広君

公聴箱利用についてお願い

町内二十一個所に公聴箱を設置しております。皆さんの忌憚のないご意見、ご要望等を投入して、町政に反映させる目、さきの広報紙上で御知らせしておりますので、皆様には御承知のことと思います。

今の処余り利用がありません。この趣旨をよく御理解されて、どんどん御投函をお待ちしております。

尚投書される場合は匿名でも結構ですが、処理を迅速にするためにもお名前を記入戴ければ幸いと思います。

秘書は厳守いたします。

▽　△

謹んで第19号台風被害を
御見舞い申し上げます
瀬戸町長
上甲松雄

瀬戸町連合青年団
総合体育大会実施

「町内全青年が一堂に集まり自己の持つ最大限の力を発揮し合い、健康で文化的な生活を樹立し、生産に励み、新しい郷土を建設するための発奮として本大会を実施し、健全な郷土社会造りに寄与するとともに団員相互の親睦とよりいっそうの団結を強化することを目的とする」

都市へ流出し、郷里にとどまる若者はわずかな数ではあるが、郷土発展の大いなる希望に向って進々しくも努力する本町青年団が、このような目的を合言葉として、去る七月十八日三机小中学校々庭に於いて、総合体育大会が盛大に挙行されました。

大会の結果は左記の通りであります。

【男子】優勝者

▽百　米　大野　広幸　三机
▽走巾跳　原水太平治　塩成
▽走高跳　松本　茂　三机
▽砲　丸　山口　好博　川之浜
▽三段跳　大野　広幸　三机
▽四百米　清水太平治　塩成
▽千五百米　真田　尊幸　川之浜
▽二百米　是沢　裕子　川之浜
▽走巾跳　高藤千恵子　三机
▽走高跳　岩村　明美　塩成
▽砲　丸　金谷　弘子　三机
【団体】優勝チーム　三机チーム
▽女子四百米リレー　三机チーム
▽男子スエーデンリレー　塩成チーム
▽ソフトボール　塩成チーム
▽男子バレーボール　塩成チーム
▽女子バレーボール　三机チーム
▽卓球団体優勝　三机チーム
▽卓球個人優勝　三机　菊池良夫　前田八重子
【総合優勝】　三机青年団

「法律扶助の窓」
裁判費用を立て替えます

財団法人　法律扶助協会

一、法律扶助とは

社会の複雑化にともない、やむを得ない事情の為、弁護士等の身のまわりには、さまざまな紛争が起っています。たとえば「交通事故による損害賠償請求」「土地や家屋の明渡し」「貸金の取立て、売買代金の請求」「離婚慰しゃ料扶養料の請求」などがあり、こんな場合、訴訟をはじめとする自己の権利の擁護にあたっては、費用についてその返還方法の協力を得て、多くの紛争の解決にあたっております。

三、あなたも法律扶助が受けられます。

申込みと審査、法律扶助協会では、民事々件について、法律扶助の申込を受けると、まず事件の概要をお聞きして、法律的な観点から検討します。そこで訴訟費用の負担を節約するため、かり訴状に貼る印紙代、送達場合には「法律扶助審査委員会」を開いて、その依頼者が本当に費用にお困りかどうか、また事件が扶助に値するかどうか（勝訴の見込みなど）を審査します。

法律扶助を受けられる方の資力の程度、生活扶助を受けている方は問題ありませんが、それ以外の方々でも裁判費用の負担により生活をおびやかされるような場合には扶助の対象となります。

扶助が決定すると―事件を扶助することが決まると扶助協会では各弁護士会に働んで、その事件を担当する弁護士を推薦してもらい、訴訟費用や弁護料などを供給者のために立替えて支払います。

受任した弁護士は依頼者のための訴訟や調停などにより責任をもって事件の処理にあたります。

事件の解決と立替金の返還

判決や和解の成立などにより事件が解決すると扶助協会では担当弁護士に結果報告の提出を求め、再び審査会を開きます。

委員会においては事件の成功の程度に応じて弁護士に対する謝金（成功報酬）が決められます。

次に協会が立替えた訴訟費用についてその返還方法を決める必要があります。

相手方より金銭が入ったときはその内から返していただきますが、金額が少ないときや分割して支払われるときは、あるいは家庭事件のように直接金銭的利益を伴わない事件などの場合には別試返還や返還の猶予などの依頼者の生活を圧迫しないような返還方法が決められます。

返還の猶予された方が、以後三年間経済的事情が好転せず、返還できない事情のあるときは返還の免除という道もあります。

四、申込み上のご注意

法律扶助を希望される方は扶助協会に直接おいで下さいませんが、その事件に関係のある書類などがあればお持ち下さい。

申込みの受付時間は、日曜、祭日を除く毎日午前十時より受付けをしますが、あらかじめお問い合せになった上、お出で下さい。

農業者年金加入もれの方へ

「農業者年金をつくる運動」が実り、本年一月一日で加入資格のある農業者は殆んど加入し、現在何らかの形で年金を納めております。

然しその後国民年金の加入や、農地の購入等で当然に加入資格が出来ている、或は任意加入の方法があるにもかゝわらず、この制度を知らない未加入者も多かろうと思われます。

加入資格該当者は

一、国民年金被保険者

二、今月現在満二十才以上五十五才未満の方

一、農地面積三十アール以上の方で加入をしようと思う農業経営者は農業委員会まで御相談下さい。

農地を売買する場合！

通常物を売買するときは売手と買手がその物を相手方に移譲することを約束しその対価を支払うことを約束することで成立するのですが―

農地の場合は農地法により制限があります。

本町の場合は買手の現在面としての経営面積と、購入しようとする面積の合計が四十ア（四反歩）以上になる場合のみ売買は成立し、許可証が交付されます。

この面積算定の基礎となる台帳は、農業委員会に備えている農家台帳ですが、現況と違っている場合がありますので農地の売買の時は、農業委員会記お問合せ下さい。

心配ごと相談所開設お知らせ

「心配ごと相談所」の開設定例日を左記により行っておりますのでご利用下さい。

一、開設定例日
毎月十五日（日曜、祭日等の場合は翌日）

二、開設場所、時間
三机公民館3F前中

三、相談内容
日常各種の生活上の苦しみや悩みを少しでも解消し、明るい生活が営まれますようにとの目的で開設しております。

この相談所は、いわば「よろず相談所」であります。

一、農地面積三十アール以上の方で加入をしようと思う農業経営者は農業委員会まで御相談下さい。

県民相談室の設置について

この度び県の機構改革にともなって、人権尊重事務所内に「県民相談室」が七月二十一日より開設されました。

この相談室は今迄町村役場として使用していた部屋を改装して一般県民の訴訟休息の用に供する他、各種相談に応じる態勢備されておりますので、県政と県民のつながりを一層深めて、県民の生活福祉の向上に資することを目的としておりますので、御遠慮なく御利用下さい。

昭和46年7月末現在

世帯数	1,677
人口	5,499
男	2,549
女	2,950

婚姻　六月分

氏名　敬称略

出生　六月分

死亡　六月分

七月分

七月分

七月分

七月分

8月は 県町民税第2期分 保険税 8月分 の納税月です
納期内に必ず納めましょう